

**規制改革・民間開放推進会議  
重点事項推進ワーキンググループ  
外国人分野担当サブワーキング**

**平成 18 年 6 月 2 日  
厚生労働省**

< 意見交換テーマ1 > 「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」

問2

「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成 18 年3月 31 日閣議決定)では、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」を構成する省庁(内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)が、以下の事項について18年度中に結論を得るとされている。それぞれの事項に係る検討状況をお示し頂きたい。

(3) 使用者に対する責任の明確化

「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化

(回答)

1 現行の「外国人雇用状況報告制度」は、一定規模以上の事業主を対象に、年1回任意での報告についての協力を求めているものであり、報告事項についても基本的に外国人労働者数に限定しているもの。

2 これについて、労働関係法令を改正して、外国人を雇用する全ての事業主に対して、外国人本人の氏名、在留資格等も含めて、義務化を図るべきとされているところ、現行の報告制度とはその趣旨等が全く異なるものとなる。

このため、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」での議論も踏まえつつ、現在、幅広い観点(労働政策上の位置付け、報告の時期・対象者・事項、履行確保の方策等)から検討しているところ。

< 意見交換テーマ2 > 「外国人介護福祉士の就労制限の緩和等」

問1

当会議としては、我が国の大学等で学んだ留学生・就学生に対し、卒業・修了後の在留資格の変更により我が国で実務経験を積むことを認めてきたことは、とりわけアジア域内における人材の開発と還流を進める上で重要な役割と担ってきたと考えている。同様の視点に立てば、時間と費用を相当程度負担した上で厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業して介護福祉士登録簿に登録した外国人が、我が国の当該分野で就労することに制限を設ける必要はないと考えるが、これに対し貴省の見解を明らかにして頂きたい。

(回答)

1 専門的・技術的分野の労働者については、我が国経済社会の活性化等の観点から受入れを積極的に推進しているところであり、我が国の大学等で学んだ留学生が、卒業後専門的・技術的分野として認められている在留資格に該当する場合に就労を認めているところである。

2 一方、介護福祉士は介護分野の専門家であるが、次の理由から、入管政策上の「専門的・技術的分野」、言い換えれば外国人を積極的に受け入れて専門性・技術性の面で貢献を期待すべき分野に該当するものではないと考える。

看護師をはじめ現在「医療」の在留資格に含まれる職種や、弁護士など事務系の資格職業からなる「法律・会計業務」の在留資格に含まれる職種は全て業務独占資格であり、名称独占資格である介護福祉士は看護師等と入管政策上並びとはいえないこと。

介護福祉士が実際に従事している業務は専門性の高い対人サービス業務だけではなく、実態上、資格を有しない者とも同一の労働市場を形成しているため、介護分野に係る労働力需給状況(問4参照)を前提に外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護福祉士だけではなく日本人介護労働者全体と競合、代替し、次のように悪影響を及ぼすおそれが大きいこと。

イ 労働力の供給過剰により、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失や、日本人介護労働者の労働条件の低下

ロ 低労働条件の固定化により、日本人が介護分野に就業しなくなり、これが一層の外国人流入圧力、外国人に依存する構造の固定化をもたらすこと

注) なお、建設、製造関係などの多くの国家資格が「専門的・技術的分野」とはされておらず、入管政策上国家資格制度があるからといって直ちに「専門的・技術的分野」に該当するとは整理されていない。

4 なお、時間と費用を相当程度負担したから、就労することに制限を設ける必要はないとの主張については、受入れ問題と負担の問題は無関係であり、理由がない。

問2

民間からの規制改革要望(17年11月)に対する貴省回答(17年12月)では、今般の日比経済連携協定において、フィリピン人の介護福祉士養成施設への就学及び卒業後の介護福祉士としての就労を認める枠組みも設けることとされている。当会議としては、当該二国間協定の国内法制に比しての優位性は、介護福祉士候補に対する日本語学習支援及び資格取得要件となる実務経験を得る方法を通じて確立されていると考えており、養成施設への就学及び卒業・修了後の就労との枠組みは二国間協定で担保されるべきものではなく、国内法制にて内外人平等の観点から全世界を送出し国の対象範囲として措置すべきと考えるが、これに対し貴省の見解を明らかにして頂きたい。

(回答)

- 1 問1で述べたように、介護福祉士については、受け入れに伴う労働市場への悪影響等を勘案すれば、「専門的・技術的分野」として外国人を積極的に受け入れるべき分野には該当しない。
- 2 なお、日比 EPA では、我が国の介護福祉士資格取得など一定の要件の下に受け入れることを大筋合意しているが、これは、EPA締結の促進という観点から、養成施設修了者も含め、一定の枠組みを作った上で特例的に我が国での就労を認めることとしたものである。ここで、EPAの優位性は日本語学習支援等に限られるものではなく、国内就労の可否もEPAの優位性の重要な要素と考えており、EPAの優位性を日本語学習支援等に限定しようとする見解はEPA交渉に悪影響を及ぼしかねないものである。

問3

当会議としては、17 年度中に就労制限(就労年数:6年、就労地:僻地、就労目的:研修)を撤廃した医師及び就労年数上限の延長(4年→7年)を行った看護師と、介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって業を行う者であるとの点で本質的には同様と考えているが、業務独占資格と名称独占資格であること以外の相違があれば明らかにして頂きたい。

(回答)

- 1 問1で述べたように、介護福祉士は、業務独占資格である看護師等と入管政策上並びと言えないことに加え、その業務が資格を有しない者とも同一の労働市場を形成しているため、日本人介護福祉士だけでなく日本人介護労働者全体と競合、代替し、労働市場に悪影響を及ぼすおそれ大きい。
- 2 また、医師、看護師については、国民の生命・安全に直結し、養成ルートが特定されていることもあり、国が需給見通しを立てて、それに沿った人材確保のための養成を進めているところである。一方、介護福祉士については、そのような性格のものではない。
- 3 いずれにしても、介護福祉士と医師・看護師とを「本質的には同様」などと考えることは誤った認識であり、同列には扱うことはできない。

問4

我が国における社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・訪問介護員の労働力需給および標準的な給与水準の現状を、介護保険被保険者数・要介護(要支援)認定者数・介護サービス利用者数等の統計や、地域包括支援センターの設置等、介護保険法の17年改正内容との関係を踏まえつつ、見込みを含め最新の内容にてお示し頂きたい。

(回答)

- 1 社会福祉士の登録者数は、80,394人(平成18年4月末現在)。
- 2 介護福祉士の登録者数は、538,892人(平成18年4月末現在)。資格取得者のうち、介護保険事業に従事する者は、約22万人(平成16年10月1日現在)。
- 3 介護支援専門員の登録者数は、約37万人(平成18年3月末現在)。資格取得者のうち、居宅介護支援事業所及び介護保険施設で介護支援専門員として従事する者は、約9万人(平成16年10月1日現在)。
- 4 訪問介護員養成研修終了者数は、平成3年度以降の単純合計で約270万人である。訪問介護員で訪問介護等に従事する者は、約30万人(平成16年10月1日現在)。
- 5 職種ごとの所定内給与額(1)は、以下のとおり。

介護支援専門員	261.3千円
福祉施設介護員(2)	207.7千円
ホームヘルパー	201.1千円

(平成16年度賃金構造基本統計調査)
  - (1) 基本給、職種手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれる。手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額。
  - (2) 各種福祉施設において、入所者の身近な存在として、日常生活の身の周りの世話や介助・介護の仕事に従事する者(介護福祉士資格を持っている者も含まれる。)をいう。
- 6 介護労働者の需給の大まかな見通しについては、
  - ・ 介護労働者数は2004年において約100万人となっており、
  - ・ 介護労働者の需要については、2014年に要介護者数、介護保険利用者数、後期高齢者数の増加と同様に伸びるとすると、138～156万人程度(年間4～5万人程度の増加)となる。
  - ・ 介護労働者の供給については、学卒者、有資格者で就労していない者、定着促進を考えると、170万人(年間7万人程度増)は可能である。
  - ・ したがって、介護労働者については、将来的にも不足しないと考えている。

問5

厚生労働大臣が認可する介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士登録簿に既に登録されている外国人の数、及び「留学」、「就学」等の在留資格を得て同養成施設に現在在籍している外国人について、国籍別に最新の人数をお示し頂きたい。

(回答)

介護福祉士養成施設を卒業し資格を取得した外国人の人数(平成18年4月末現在)は324人である。

「留学」あるいは「就学」の在留資格で、介護福祉士養成施設に現在在籍している外国人の国籍別人数は把握していない。

(参考)

介護福祉士養成施設を卒業し資格を取得した外国人(国籍別)

韓国	214人
中国	57人
朝鮮	36人
フィリピン	4人
ブラジル、ベトナム、ペルー	各2人
アメリカ、タイ、インドネシア、 イギリス、アルゼンチン、 エルサルバドル、ミャンマー	各1人

問6

「第9次雇用対策基本計画」(平成11年労働省告示第084号)における「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案しつつ、雇用情勢の悪化等我が国の労働市場の状況を反映して的確かつ機動的に入国者数を調節できるような受入れの在り方についても検討する」との内容の現在の状況を明らかにして頂きたい。

(回答)

- 1 専門的・技術的分野の外国人労働者については、我が国の経済社会の活性化等の観点から、受入れをより積極的に推進することとしているところ。一方、いわゆる単純労働者については、十分慎重に対応することが不可欠と考えている。
  
- 2 外国人労働者の受入れ範囲の見直しについては、問題のない範囲でこれまでも逐次措置されてきたところであるが、次のような理由等から、受入れ範囲の拡大は慎重に対応すべきものと考えている。
  - 若者、女性、高齢者といった国内労働者の就労環境整備により、労働力人口が急速に減少する状況ではなく、労働力不足対策としての観点は不適切。
  - 若者を始め国内労働者の雇用機会や能力向上の機会の喪失等、将来の技能継承等が阻害。
  - 労働条件の改善の妨げにより、非正社員の正社員化や格差是正の妨げ。
  - 低生産性部門の温存等、産業構造の高度化が阻害。
  - 滞在の長期化、定住化に伴う社会的コストが発生。
  
- 3 ご指摘の「入国者数を調節できるような受入れの在り方」については、現状においては、このような枠組みを設定してまで、受入れを拡大する必要がある職種等は考えられない。